

# 産業建設常任委員会会議録

令和8年3月13日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	栗山尚記	副委員長	綱木裕一
委員	田村富男	委員	成田哲男
委員	安保真希	委員	佐藤大介

---

欠席委員（0名）

---

事務局出席職員

書記 金澤 修

---

説明のため出席した者の職氏名

産業部長	渡部裕之	建設部長	大森 誠
産業部次長 兼 産業活力課長	金澤寛樹	農業振興課長	成田靖浩
農地林務課長	北方康博	産業活力課政策監 兼 観光交流班長	館花新一
産業活力課政策監 兼 ゼロカーボン推進室長	山上和丘	都市整備課長	山崎孝人
上下水道課長	阿部卓也	農業委員会事務局長	相馬 天
都市整備課技術監 兼 道路河川班長	金澤光浩	農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長	小野寺 裕一
農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長	丸岡正則	農地林務課主幹 兼 農地整備班長	熊谷純明
農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長	青山 真	産業活力課主幹 兼 商工振興班長	石木田 慎
都市整備課主幹 兼 計画管理班長	土舘 広人	都市整備課主幹 兼 建築住宅班長	児玉純哉
上下水道課主幹 兼 管理班長	関 尚人	上下水道課主幹 兼 上下水道班長	目時浩英
農業委員会事務局主幹	齊藤美奈子	都市整備課主幹	柳舘秀人
都市整備課副主幹	村木進悟	農業振興課副主幹	阿部美紀子

午後 1 時 00 分 開会

## 【開 会】

○栗山委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

## 【委員長挨拶】

○栗山委員長 大雪の後始末、皆さん大変な状態のときに、大震災から 15 年を迎えまして、あの頃、お忙しかったところを思い出していると思います。

また、世界のある国のトップの判断により、急激に石油の値段が上がるなど行政が一生懸命この後、いろんなところに対応して、市民生活を守らなければならない状態が続くと思いますが、何卒市民の皆様のために頑張っていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは本題に入ります。

本日の会議は、去る 3 月 3 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 13 件、請願 1 件及び陳情 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、委員長の許可を得た上で発言をお願いします。マイクのスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。また、発言終了後は、マイクのスイッチを切っていただくようお願いいたします。

なお、委員長の許可がない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底してくださるようお願いいたします。

それでは、会議次第に従い進めてまいります。

## 【所管事項の報告】

○栗山委員長 初めに、所管事項の報告を受けます。

それでは順次報告願います。産業部長。

○渡部産業部長 それでは所管事項についてご報告いたします。

初めに、農業振興課関係の 1 点目であります。

3 ページをお願いいたします。

「かづの農業経営セミナーの開催について」であります。鹿角市農業農村支援機構との共催事業として、3 月 18 日に鹿角市交流センターにおいて開催いたします。

当日は、第 1 部をスマート農業推進セミナーとして、秋田県農林水産部農林政策課、スマート農業推進監の本庄氏を講師にお迎えし、「秋田県におけるスマート農業推進の取組について」をご講

演いただくほか、第2部では環境負荷低減農業推進セミナーとして、「福島県天栄村における水稻の中干延長の取組について」などを行う予定となっております。

次に2点目の「令和7年度大雪による果樹被害への対応状況について」であります。雪解けに伴い、果樹の枝折れ被害が拡大していることから、被害状況の現地調査を県、市、農協、共済組合の4者が協力し、今月3日から本日13日までの期間で実施しております。

このあと被害本数や樹体被害の程度について取りまとめを行い、被害額の算定を行ってまいります。

復旧支援に係る予算措置につきましては、樹園地の融雪剤購入支援と、ビニールハウス等農業用施設の復旧支援について、本定例会最終日に関連予算を提出したいと考えており、対象農家への周知及び復旧支援を行ってまいります。

また、樹体被害や補植・改植費用に係る支援につきましては、まずは被害額の算定を行うとともに、現在、国が支援策を検討していることから、今後、その内容が決定され次第、県や関係機関と連携しながら支援に取り組んでまいります。

次に産業活力課関係の「鹿角市観光振興計画（案）の概要について」であります。昨年8月に計画策定委員会を設置し、委員会とグループワークを開催いたしました。

計画策定に向け、検討を進めてまいりましたが、現在、今月25日までを期限としてパブリックコメントによる意見募集を実施しております。

今後は、寄せられた意見を踏まえながら今年度中の策定を目指してまいります。

なお計画案の概要については、この後担当から説明いたします。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 私から、鹿角市観光振興計画（案）の概要について説明させていただきます。

資料1をお願いいたします。

「第1章鹿角市観光基本計画の基本事項 3計画の期間」であります。令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

「第2章鹿角観光の現状と課題 1前計画の目標達成状況」であります。前計画期間中の主な達成状況を抜粋してご説明いたします。

「基本戦略 1 本物の持つ価値や魅力あるコンテンツにより観光素材を高める」について、「国立公園八幡平魅力アップ事業」では、自然公園財団八幡平支部が中心となり、関係者によるワーキンググループとともに企画されたイベントにより、体験型のコンテンツが数多く実施されました。

また、令和6年8月からNPO法人コンビゴレ八幡平による自家用有償旅客運送「ドラゴン号」の運行が開始となりました。

また、「観光宣伝推進事業」では、道の駅かづのの大規模改修を行い、令和3年4月にリニューアルオープンしました。

次のページをご覧ください。

「基本戦略2 世界水準の観光地を目指す受入態勢をつくる」について、「インバウンド対策強化事業」では、英会話コミュニケーション講座や外国人が参加するモニターツアーを実施しました。

また、「観光ガイド育成事業」では、観光市民ガイド育成コーディネーター1名を配置し、本市の自然や歴史、食文化をガイドする人材の育成を行いました。

「基本戦略3「世界遺産」と「国立公園」の観光資源化を進める」について、「ヘリテージ・ツーリズム推進事業」では、令和3年に大湯環状列石が世界文化遺産に、令和4年には毛馬内の盆踊がユネスコ無形文化遺産に登録されました。

また、プレミアムツアーやオンラインツアーを開催、体験コンテンツとして縄文食体験やVRやARといったデジタル技術を活用した解説や映像コンテンツを導入しました。

次のページをご覧ください。

「基本戦略5 観光客誘客を促す分析力を強化し正確な施策を立案する」について、「観光マーケティング事業」では、DMOによるビッグデータ・分析、SNSによる情報発信等が行われました。

次のページをご覧ください。

「2 KPI指標の実績、各種統計等の状況」の「(1) 観光消費額」ですが、コロナ禍以降、観光客数が順調に回復傾向にあり、令和6年度の観光消費額の実績は58億7,400万円となりました。

「(2) 延べ宿泊者数(日本人+外国人)」ですが、コロナ禍以降、順調に回復し、令和7年の実績は20万7,633人泊となりました。

「(3) 延べ宿泊者数(外国人)」ですが、コロナ禍において令和3年の延べ宿泊者数は7人と激減しましたが、順調に回復し、令和7年の実績は2万4,189人泊となりました。

次のページをご覧ください。

「3 観光地域としての強みと弱み」について、整理しております。4つの世界級遺産、3つの温泉郷、十和田八幡平国立公園の存在等が強みとなっていて、年間を通じての体験・アクティビティの不足等が弱みとなっています。

「4 今後の課題」であります。今後の観光振興に関して、①年間を通じて資源を活かした観光誘客の戦略化、②地域一体となった観光情報の発信、③観光客を受け入れる体制と環境の整備、

④観光人材の育成・確保、⑤産業活性化による国際競争力の強化を課題として整理しています。

次のページをご覧ください。

「1 将来ビジョン」は、本市の観光の課題等を踏まえ、持続可能な観光都市を目指して「感動が広がる持続可能な観光地域」と決めました。

「2 誘客ターゲット・方針」では、「地域資源に興味・関心の高い国内外の顧客層」及び「伸びしろのある国籍等の外国人観光客」をターゲットとし、新規顧客への来訪喚起促進、リピーターの獲得・拡大に取り組んでまいります。

「3 目標値」では、本計画の3つの目標値として「観光消費額」「年間の延べ宿泊者数」「年間の延べ宿泊者数（外国人）」を設定し、成果の確認と進捗管理を行ってまいります。

「第4章 計画の具体的な施策の展開」をご覧ください。

将来ビジョンの実現に向けて「地域が一体となった持続可能な観光地域づくり」と「魅力ある観光地域としての受入環境の整備」を本計画の基本方針に掲げ、効果的に地域づくりや誘客を推進するために6つの主要施策を展開してまいります。

「基本方針1 主要施策1 上質で高付加価値なツーリズムの創出」では、「高付加価値の体験型コンテンツの発掘・磨き上げ」等に取り組んでまいります。

また「主要施策2 国内外の観光誘客を増加させるための戦略化」では、「国内外のターゲットの明確化と誘客のためのデジタルマーケティング手法の確立」等に取り組んでまいります。

次のページをご覧ください。

「主要施策3 観光事業の将来を担う人材の育成・確保に向けた取組の実践」では、「来訪者の満足度向上を目指す観光受入体制の充実」等に取り組んでまいります。

また「主要施策4 観光の変革を促すための事業者間連携や協働促進・観光DXの推進」では、「かづのDMOの体制強化」等に取り組んでまいります。

「基本方針2 主要施策1 リピーターを増やす取組の推進」では、「教育旅行・スポーツ合宿等の受入促進」等に取り組んでまいります。

また、「主要施策2 快適に観光・周遊してもらうための環境の充実」では、「観光施設等の各種受入環境の充実」等に取り組んでまいります。

「第5章 計画の推進体制」をご覧ください。

本計画を推進するに当たっては、各主体の役割を明確にしつつ、共通の目標に向かって協働による推進体制を強化し、観光振興の推進を図ってまいります。

計画書（案）の詳細につきましては、市ホームページ・パブリックコメントに掲載していますの

で、後ほどご覧ください。

以上で、鹿角市観光振興計画（案）の説明を終わります。

○栗山委員長 建設部長。

○大森建設部長 引き続き、建設部の所管事項についてご報告いたします。

都市整備課関係の「市営住宅の火災について」であります。去る2月25日水曜日、午前5時30分頃に新堀住宅において火災が発生しました。

発生した箇所は、資料右側の地図に紫色で着色しているA-2号棟であります。

発生当時、この棟には7戸のうち4世帯8人が入居しておりましたが、残念ながら火元の60代の女性がお亡くなりになられております。

そのほかの入居者であります3世帯7人については、避難しており、怪我等はありませんでした。

なお、火災原因については、現在、調査中とのことであります。

1月23日に続いて短期間に2度の火災となりましたので、再度、全ての入居者に対し、暖房器具やガス台など火の取扱いについての注意喚起と、火元はもちろんですが隣接する入居者も多大な被害を受けることから生活再建のため火災保険への加入を促しております。

なお、A-2号棟については、7戸のうち焼失及び水損した部屋を解体し3戸を残すこととし、その解体費用等については定例会最終日に提案させていただき、予定の一般会計補正予算に計上させていただき、こととしておりますのでよろしくご願ひいたします。

所管事項の報告は以上です。

○栗山委員長 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、農業振興課関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願ひます。綱木副委員長。

○綱木副委員長 農業経営セミナーについてお伺ひいたします。

3月18日に開催予定ということで、現状の申込者数などは出ておりますでしょうか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 現時点では20数名ということで、見込より少ないということで経営体のほうに働きかけをしております。キュウリの部会等につきましては、出席について直接参加される方もおられるということでございます。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、産業活力課関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。安保委員。

○安保委員 質問ですが、基本戦略 2 の取組方針 2 で上がっている外国人観光客の受入れに関する課題を調査したということですが、課題として上がっている事項について把握していれば教えてください。あとはそれに対して改善策が施されたのかどうかも合わせてお願いいたします。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 外国人観光客の受入れに対する課題ですけれども、まずは外国人観光客に対するPRが不足していると考えられますので、鹿角DMOや宿泊事業者、観光関係事業者が一体となってSNSであったり、各種旅行会社にPRしていくということが基本的に大事だと思っています。

外国人観光客を受け入れた上でホテル・旅館の受入れ態勢の充実も必要ですし、飲食店やお土産屋さんですとか、まちなかでの受入れ態勢も強化していく必要があると思います。

それから現在有している観光コンテンツでありますけれども、今、鹿角地域の外国人観光客の誘客では、冬の誘客であったり、体験型のコンテンツであったり、鹿角市でしか見ることができないコンテンツが重要とされておりますので、特に冬のコンテンツの磨き上げを進めていきたいと考えております。

○栗山委員長 ほかにございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 観光振興計画の件ですが、観光の全体をこれからも頑張っていくということでしょうけれども、少し気になった点が1点あります。

具体的な施策の展開の中で、リピーターを増やす取組と書いています。その視点はとても大事だなとも思っています。このリピーターに関して評価する方法は何か検討されておりますか。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 リピーターが一人の観光客が1回目来た、2回目来たというのを追跡して把握することが困難でありますので、ただリピーターというものをどのように把握していくかというのは非常に重要と考えております。DMOのほうで例えば立寄り施設などで外国人観光客等に対するアンケートを行っております。それから旅館等にも宿泊者人数の統計調査を依頼しておりますので、そういった中で把握できるものがあるかどうか検討してまいりたいと思います。

計画書本体には、前計画でリピーター率というものを追跡するというにしている、その結果報告はしていますが、秋田県の統計調査を按分するような感じで管理しておりましたので、実際に

鹿角市の数字として使えるものかどうか不安がありますので、できるだけ実際の鹿角市の数字を  
今後は把握できるように検討を進めてまいりたいと思います。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 おっしゃるように工夫が必要な部分があると思いますが、どうか頑張ってもらえれば  
と思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。綱木副委員長。

○綱木副委員長 3の観光資源としての強みと弱みという部分で、やはりどうしても冬場の観光客を  
どう確保していくかというところで、私、思うところがありまして、例えばストーンサークルの敷  
地内でクロカンで冬場に歩けるようにできないものでしょうか。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 現在、冬の観光コンテンツとして有しているのは、やは  
り市内 3 か所のスキー場であると思います。八幡平スキー場では事業者が外国人向けの高単価ツ  
アーを企画して挑戦したりしていますので、まだ伸び代はあると思っています。

ストーンサークル館の敷地の冬季閉鎖しているところを別の用途で遺跡の上を歩くことになる  
と思いますので支障があると思いますが、令和8年4月以降、組織も改編となり、ストーンサーク  
ルなどの世界遺産を活用していくという方向で動いてまいりますので、そういった中で検討して  
まいりたいと思います。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 当然、遺跡の上は歩かないようにすることが必要かと思いますが、何かスト  
ーンサークル単体とかスキー場単体だけでなく、いろいろと複合的にバランスよく混ざっていい  
ものができればいいかなと思いますので、今後の取組に期待したいと思います。よろしく願いし  
ます。

○栗山委員長 ほかにございませんか。安保委員。

○安保委員 第5章の主な役割、上から3番目に「観光PRキャラクター等による」と記載がありま  
すが、このPRキャラクターというのは既存のものを使いますか。それとも新しく公募の予定でし  
ょうか。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 現在、鹿角市のPRキャラクターはたんぼ小町ちゃん  
でありますので、こちらの非常に市民にも観光客にも愛されているキャラクターだと認識してお  
りますので、こちらは引き続きこのまま続けていきたいと考えております。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、都市整備課関係について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 市営住宅の火災の案件ですけれども、亡くなられた方や被害に遭われた方もおられるということで心からお悔やみを申し上げる次第です。建設部長の説明にもありましたが、1月23日にも同じようにして同じ市営住宅で火災が発生したということで、偶然の結果かも知れませんが火災原因は調査中ということです。

原因が判明すれば、火事を防ごうとする対処方法も考えられるのでしようけれども、今は原因が分からない。二度あることは三度あるという気持ちが大事だと思います。火災は時に非常に大きい被害をもたらす場合がありますので、居住者の皆さんと上手に連携、情報共有を密に取りながら、建物の所有者としてしっかりと対応して行って欲しいと思っています。

関連してですが、公営住宅という特殊性を加味しまして2点ほどお聞かせ下さい。

1点目は、公営住宅の所有者は当然に市ですけれども、火災の原因者に対して損害賠償を求めるといふこともあり得るのでしょうか。念のためお知らせいただければと思います。

2点目は、新堀住宅も含めまして、今後、どのように公営住宅の総量などを集約していくのか、考えをお聞かせいただければと思います。

○栗山委員長 都市整備課主幹。

○児玉都市整備課主幹 兼 建築住宅班長 まず1点目についてお答えいたします。

今回の火災での損害賠償の件ということですが、基本的には通常、例えば近隣に燃え移った場合は過失がなければ法令上では損害賠償責任を負わないと法令ではうたっております。

ただし民間アパートなどの賃貸住宅については、借主が失火した場合、貸主による原状回復ということもございますので、重過失なり軽過失においても損害賠償請求を行うことがあると聞いております。

今回の市営住宅の火災について、内容を吟味して慎重に対応することとしたいと思っております。

2点目についてですが、当初予算質疑でも触れましたが、1月に焼失したB棟につきましては、集約の集約先として。そして今回、焼失したA棟につきましては集約元になります。

現在、市内の市営住宅は、今回の火災分を含め465戸あります。そのうち現在入居されている戸数は303戸となっております。

令和3年3月に策定した鹿角市公営住宅等長寿命化計画では、人口等の推計を利用しまして、今後、低所得者に対し、どの程度市営住宅等の賃貸住宅が必要かという算定をした場合、2030年には307戸、2040年には275戸、2045年には251戸が必要であるという推計が出ております。

そういった状況を踏まえまして、令和6年度からスタートした集約事業で、現在の465戸を今回の火災分を含めた四の岱住宅、新堀住宅につきましては集約そして解体分151戸を差し引いた314戸を今後の計画として進めていくこととしております。

なお、集約先に移転するという計画につきましては、令和11年度を目途に完了させ、それに合わせまして来年度以降、解体の設計を始め、その後解体工事という段取りを組んでおります。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 火災の件につきましては、適切に対処していただきたいと思います。できるだけ住民の方に配慮いただければと思います。

今後の公営住宅の戸数は基本的には減少させていくということで、これはコンパクトシティにつながっていく部分もあるでしょうから計画に従っていただければと思います。今回焼失した部分も集約元であるということですので、廃棄を考慮しながら対応していただければと思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

#### 【案 件】 (1)付託事件の審査について

○栗山委員長 次に案件に入り、付託事件の審査を行います。

初めに、議案第17号「鹿角市ときめき家畜導入資金貸付基金条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農業振興課長。

○成田農業振興課長 77ページをお願いいたします。

議案第17号鹿角市ときめき家畜導入資金貸付基金条例の一部改正について。

鹿角市ときめき家畜導入資金貸付基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出。鹿角市長。

提案理由であります、本基金を活用した資金貸付について、対象利用施設を鹿角市畜産総合振興団地内に設置する施設等に拡大するため、条例を改正するものであります。

次のページをお願いします。

本基金は、平成19年度に鹿角市畜産総合振興団地内に設置した鹿角市肉用牛担い手育成施設、

通称ベコセンターを利用し、肉用牛の優良種畜を導入しようとする農家への貸付を行うために設置したのですが、農家の減少に伴い飼養頭数及び施設稼働率が減少傾向にあるため、肉用牛の増頭と施設の有効利用を図るため、対象となる利用施設を畜産総合振興団地内の他の施設等に拡大するとともに、基金を畜産農業協同組合等の法人にも貸付できるようにいたします。

第1条は、基金の設置について規定しておりますが、対象施設を「鹿角市肉用牛担い手施設」とあるのを「鹿角市畜産総合振興団地内の施設等」とし、対象者を「種畜を導入しようとする農家」とあるのを「種畜を導入しようとする者」に改めます。

附則ですが、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

以上で議案17号の説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第18号「かづの牛導入資金貸付基金条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。農業振興課長。

○成田農業振興課長 議案書の79ページをお願いいたします。

議案第18号かづの牛導入資金貸付基金条例の廃止について。

かづの牛導入資金貸付基金条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和8年2月27日提出。鹿角市長。

提案理由であります。本基金の設置目的を果たしたことから、条例を廃止いたします。

次のページをお願いいたします。

本基金は、平成25年度に鹿角市畜産総合振興団地内にかづの牛生産育成施設、通称赤ベコセンターを設置したことに伴い、施設内でかづの牛の繁殖・肥育を行うための導入費用の貸付を行うため設置したのですが、令和6年度をもって貸付金の償還が終了し、基金の当初の設置目的を果た

したことから、廃止するものです。

なお、議案第 17 号でご説明したとおり、かづの牛を含む繁殖牛の導入に必要な資金の貸付については、鹿角市ときめき家畜導入資金貸付基金を一部改正し、引き続き実施いたします。

また、基金残高 5,700 万円は、令和 8 年 3 月 31 日をもって一般会計に繰り入れます。

附則ですが、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上で議案 18 号の説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 18 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 19 号「鹿角市有害鳥獣被害防止対策基金条例の廃止について」を議題といたします。当局の説明を求めます。農地林務課長。

○北方農地林務課長 81 ページをお願いします。

議案第 19 号鹿角市有害鳥獣被害防止対策基金条例の廃止について。

鹿角市有害鳥獣被害防止対策基金条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出。鹿角市長。

提案理由は、有害鳥獣被害防止対策を目的とした寄附金については、ふるさと鹿角応援基金に積み立て、事業を実施するため、条例を廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

本基金は、令和 5 年に匿名の方から鳥獣被害防止に役立てて欲しいと 5,000 万円の指定寄附金を寄せられたことから、令和 5 年度におきまして寄附金を原資に有害鳥獣被害防止対策に係る事業に要する経費に充てるために設置したものであります。昨年度と今年度の 2 か年で実施した緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金などに活用し、今年度で積み立てた額がなくなるのと、今後において寄せられた寄附金は、ふるさと鹿角応援基金に積み立てて事業を実施していく

ため、条例を廃止するものであります。

附則であります、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 19 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 29 号「鹿角市道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。都市整備課長。

○山崎都市整備課長 112 ページをお願いします。

議案第 29 号鹿角市道路占用料徴収条例の一部改正について。

本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出。鹿角市長。

提案理由は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、道路占用料を改正するため、条例を改正するものです。

今回の改正ですが、道路占用料の額については、地価水準の変動等を反映し、適正なものとなるよう適宜見直しを行っておりますが、令和 6 年度に行われた固定資産税評価額の評価替えと地価に対する賃料の水準の変動を反映した額とするため道路法施行令が改正され、この内容に合わせた改正を行うとともに、郵便料など事務経費の高騰により占用料の下限額につきましても引上げを行うものであります。

次のページをお願いします。

第 2 条第 5 項中「100 円」を「200 円」に改正。

また、第 2 条関係の別表は、占用物件ごとに占用料の額を定めておりますが、今回の改正は占用料の金額部分の改正であり、法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の第 1 種電柱 1 本につき 1 年

430 円から 530 円に改正するものです。

以下 121 ページまで、表記載のとおり改正するものでございます。

121 ページをお願いいたします。

附則でございますが、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとし、経過措置として、施行日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 主に物価上昇が原因だということで、政令の数字もあるでしょうから仕方ない部分もあるかなと思います。

参考までにお聞きしますが、占用料条例に基づく収入額総額、納付している方々の構成割合、企業や一般市民の割合を教えてください。

○栗山委員長 都市整備課主幹。

○土館都市整備課主幹 兼 計画管理班長 令和 8 年度の占用料見込額ですが、998 万 8,000 円ほどを見込んでおります。そのうち電話柱や電柱に係るものが 865 万 6,000 円ほどになりますので、企業からが大部分を占めております。件数では個人の方々は 450 件弱を想定しております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 全国どこも同じような状況になるのでしょうか、適時適切にしっかり徴収していたらと思えます。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 29 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 29 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 30 号「鹿角市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 議案書の 122 ページをお願いします。

議案第 30 号鹿角市水道事業給水条例の一部改正について。

本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出。鹿角市長。

提案理由であります、大雨や地震等の災害その他非常の場合において、市内の給水装置工事事業者の確保が困難と判断される状況に対応するため、条例を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

現行の条例は、水道の給水装置工事において、市が指定した給水装置工事事業者でなければ施工できないこととしておりますが、近年、大雨や地震等の災害が頻発している状況を鑑み、災害等で指定工事店自身の被災や工事需要の集中等により指定工事店の確保が困難になった場合、他市町村長の指定を受けた事業者へ施工させることができることを特例としてただし書きで追記するものです。

附則であります、この条例は令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

以上で議案第 30 号の説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 30 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 30 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 31 号「鹿角市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 続いて 124 ページをお願いします。

議案第 31 号鹿角市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について。

本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 27 日提出。鹿角市長。

提案理由であります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行により、水道法施行令等が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

ページは 125 ページから 129 ページとなります。

昨今の行政運営及び水道の整備や管理に携わる職員の減少に伴い、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難となっていることから、資格要件の緩和等において水道法施行令及び水道法施行規則が改正されております。

第 3 条は布設工事監督者の資格要件になりますが、第 1 号では大卒の土木工学科、第 2 号では大卒の機械工学科若しくは電気工学科、第 3 号、第 4 号では短大等卒、第 5 号、第 6 号では高卒といったように教育課程ごとに分類し、実務経験年数で定めるものであります。機械工学科や電気工学科の課程を修了した者、土木施工管理技士の分類を今回の改正で新たに追加しております。

126 ページの第 4 条の水道技術管理者の資格も同様に、教育課程ごとに分類し、実務経験年数で定め、土木工学科の課程を修了した者、上下水道部門の技術士と土木施工管理技士の分類を新たに追加しております。

129 ページをお願いいたします。

附則であります。この条例は令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

以上で議案第 31 号の説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。佐藤委員。

○佐藤委員 国の考え方もあって資格要件を少し緩くした感じかなと見えますが、これが改正になることによって、やりやすくなるという実感はあるのでしょうか。

○栗山委員長 上下水道課主幹。

○目時上下水道課主幹 兼 上下水道班長 今回、法改正することで今までよりも経験年数が短縮となりますので、技術者が若くして担当することも可能となります。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 実感として工事しやすくなるとか、発注しやすくなった若しくは人手不足により入札不落が増えるとか減るとか、具体的な評価はありますか。

○栗山委員長 上下水道課主幹。

○目時上下水道課主幹 兼 上下水道班長 これはあくまでも鹿角市の職員の監督する資格となりますので、民間は関係ございません。

○栗山委員長 上下水道課長。

○阿部上下水道課長 補足させていただきますけれども、現在、工務を担当している職員が4名おりますが、そのうち現行法令で対象となるのが3名となります。しかしこの改正によりまして、人事異動がない場合は4名に増えるということになります。水道技術管理者におきましては、水道法第19条の規定で業務責任を明確にするために複数の配置は認められておらないので、資格要件は4名とも満たしているのですけれども、配置は1名という状況になっております。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第31号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第32号「鹿角市公共下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 130ページをお願いします。

議案第32号鹿角市公共下水道条例の一部改正について。

本条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和8年2月27日提出。鹿角市長。

提案理由であります、大雨や地震等の災害その他非常の場合において、市内の指定工事店の確保が困難と判断される状況に対応する等のため条例を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

現行の条例は、水道と同様に、下水道の排水設備等工事において市が指定したもの、いわゆる指定工事店でなければ施工できないこととしておりますが、これも水道事業と同様に他市町村長の指定を受けた事業者には施工させることができることを但し書きで追記するものです。

131ページから134ページになりますが、第10条に定める除害施設の設置等における排水基準

を国基準に合わせますけれども、昨今の環境の変化や新たな化学物質の検出などにより環境基準が目まぐるしく変化することを踏まえ、国の基準を即時反映させるために、現行の第 1 号から第 34 号まで個別に物質や数値を列挙していたものを下水道法施行令に掲げるものに改めます。

なお第 35 号から第 43 号は、下水道法の規定により、政令で定める基準に従い条例等で定めるところとされていますので、そのまま 2 号から 10 号へ号を繰り上げるものです。

附則であります、この条例は令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

以上で議案第 32 号の説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 32 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 32 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 33 号「令和 7 年度鹿角市一般会計補正予算(第 11 号)中、歳出 4 款 1 項 3 目環境衛生費 6 款農林水産業費 8 款土木費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いいたします。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 補正予算書の 26 ページをお願いいたします。

令和 7 年度一般会計補正予算(第 11 号)であります。

4 款 1 項 3 目環境衛生費のコード 0505「合併処理浄化槽整備事業」603 万 1,000 円の減額につきましては、実績見込みによるものであります。4 款については以上です。

○栗山委員長 農業振興課長。

○成田農業振興課長 27 ページをお願いします。

6 款 1 項 5 目水田農業対策費のコード 0201「淡雪こまち振興事業」及び 6 目農業経営基盤強化促進対策費のコード 0277「新規就農者育成支援事業」の減額は、いずれも実績見込みに伴う減額

です。

○栗山委員長 農地林務課長。

○北方農地林務課長 引き続き 10 目農地費であります。コード 0202「中山間地域等直接支払交付金」298 万 7,000 円の減額は事業の確定に基づき減額するものです。

コード 0243「県営ほ場整備事業〔毛馬内北部地区〕」の負担金 4,200 万円の増額は、国の補正予算に伴う増額であり、負担金総額 4,736 万円のうち 4,380 万円を繰り越しするものであります。

28 ページをお願いします。

コード 0251「農業水利施設整備事業」の負担金 232 万円の減額につきましては、八幡平の一の渡頭首工、錦木の十和田南頭首工等の事業の精算見込みに伴い減額するものであります。

コード 0252「花輪大堰改修事業」の負担金 850 万円の増額につきましては、国の補正予算に伴う増額であり、一部を繰り越しするものであります。なお、施工個所は文化自治会の国道より上流部などの整備を予定しております。

6 款 2 項 2 目林業振興費コード 0201「鳥獣被害防止総合対策交付金」787 万 9,000 円の増額は、実施隊等の活動実績に伴い増額するものであります。

6 款につきましては以上であります。

○栗山委員長 都市整備課長。

○山崎都市整備課長 引き続き、都市整備課関係についてご説明いたします。

8 款 2 項 2 目道路橋りょう維持費であります。コード 0210「道路舗装長寿命化対策事業」の道路補修工事費 2,046 万円の追加ですが、国の補正予算を活用し、市道花輪小坂線の舗装補修工事を実施するものです。なお今回補正で計上する工事費につきましては、令和 8 年度へ繰り越すこととしております。

その下のコード 0220「橋りょう長寿命化対策事業」の仮橋鋼材賃借料 308 万 7,000 円の減額については、沼平橋の仮橋資材の購入により通年でリース契約した契約を仮橋購入日に併せリース期間を短縮し終えたことから減額とするものです。

8 款 2 項 3 目除雪対策費は、歳入の財源更正です。

次のページをお願いいたします。

8 款 2 項 5 目道路新設改良費ですが、コード 0530「福士川改修関連市道整備事業」の整備事業負担金 172 万 3,000 円の追加については、県が実施する改修事業の増額に伴い負担金を増額するもので、こちらのほうにつきましても令和 8 年度へ繰り越しいたします。

8 款 5 項 1 目下水道費ですが、コード 0105「下水道事業費」は、下水道事業会計予算の補正に伴

い 107 万 6,000 円を減額するものです。

8 款 6 項 1 目住宅管理費ですが、コード 0505「市営住宅整備事業」の施設解体工事費 2,718 万 1,000 円の追加については、1 月の火災により焼失した新堀住宅 1 棟 6 戸の解体工事費であります。なお、こちらの工事費についても令和 8 年度へ繰越しいたします。

都市整備課関係は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、歳出 4 款 1 項 3 目環境衛生費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、6 款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。綱木副委員長。

○綱木副委員長 水田農業対策費についてお伺いいたします。

淡雪こまちの振興についてですが、現在の状況はどうなっているのでしょうか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 現状の淡雪こまちに対しての振興策についてですが、令和 7 年度まで行ってきましたものは、淡雪こまちを栽培したもののうち特別栽培米として栽培したものについて 1 俵当たり 500 円を支援してきております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 この品種は、特徴的な品種でコアなファンが多いとお聞きしていますが、販売状況や今後の見通しなどを教えて下さい。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 淡雪こまちの作付状況ですけれども、これまで一番作付面積が多かったのが令和元年で 132 ヘクタールありましたが、ここ 2・3 年で急激に落ちていまして現在 85 ヘクタールという状況になっています。

この原因としましては、通常の移植栽培ではなく直播の栽培形態を採ったものに限るというところがありまして、ここ数年特に密苗という栽培技術が出てきたところもあって若干少なくなってきたのかなと考えております。

ただ農協さんとしましては首都圏のほうでも引き合い、固定して欲しい業者等もおりますので、栽培を拡大していきたいとは考えております。令和 8 年度については、これまで直播限定であったのを試験的に移植栽培のほうで栽培出来ないかということで試験してみるとのことですので、今

後とも増やせるように試験を行っていきたいと考えております。

○栗山委員長 農業振興課長。

○成田農業振興課長 補足ですけれども、特別栽培米の需要としましては生協系の販路をJAで開拓しているということで、そこからの引き合いが強いということでございました。

また葛飾区とも交流が続いておりまして、四つ木の飲食店と直接契約したりといったことも広がっております。

また墨田区との連携を今年度からやっておりましたので、このイベントにも参加して、墨田区の飲食店、キラキラ橋商店街の飲食店等にも営業などをかけながら個別の販路開拓もやって行きたいと考えております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 あれだけ特色のある品種ですので、必ず刺さるお客さんはまだまだいると思いますので、引き続き販路拡大の取組をよろしく申し上げます。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、8款土木費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、以上をもちまして、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第33号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第33号中、当常任委員会所管の補正予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第35号「令和7年度鹿角市上水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 補正予算書の45ページをお願いいたします。

議案第35号令和7年度鹿角市上水道事業会計補正予算(第2号)です。

第1条、令和7年度鹿角市上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条は、業務予定量の補正で、主要な建設改良事業の配水施設整備の予定額を1億4,853万8,000円に改めるものです。

次のページをお願いします。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、収入は第1款資本的収入を7,990万9,000円増額し、2億4,850万3,000円に、支出は第1款資本的支出を7,995万9,000円増額し、4億8,055万1,000円とするものです。

また、予算第3条の括弧書きを条文のとおり改めるものです。

第4条は、債務負担行為の補正で、4月1日から行わなければならない今年度内に契約する必要がある水道施設運転管理委託料など8件を追加するものです。

47ページ、48ページをお願いします。

第5条は、企業債の補正で、配水施設整備事業の限度額を1億940万円に改めるものです。

令和8年2月27日提出。鹿角市長。

57ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入ですが、1款2項2目国県支出金1,960万9,000円と1款3項1目企業債6,030万円の増額は、国の補正予算に伴う送水管の更新工事に充当するものです。

次のページをお願いします。

支出の1款1項3目配水施設整備費は、八幡平赤渕エリアの送水管老朽管を更新する工事費を増額するものです。

議案第35号の説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第35号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 36 号「令和 7 年度鹿角市下水道事業会計補正予算(第 4 号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 続いて 60 ページをお願いします。

議案第 36 号令和 7 年度鹿角市下水道事業会計補正予算(第 4 号)です。

第 1 条、令和 7 年度鹿角市下水道事業会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条は、資本的収入及び支出の補正で、収入は第 1 款資本的収入を 778 万 9,000 円減額し、5 億 165 万 9,000 円に、支出は第 1 款資本的支出を同じく 778 万 9,000 円減額し、7 億 3,732 万 5,000 円とするものです。

また、第 2 条の括弧書きを条文のとおり改めるものです。

次のページをお願いします。

第 3 条は、債務負担行為の補正ですが、4 月 1 日から行わなければならないため、今年度内に契約をする必要がある下水道台帳システム保守管理委託料など 12 件を追加するものです。

次のページをお願いします。

第 4 条は、企業債の補正で下水道整備事業の限度額を 6,910 万円に、資本費平準化債を 2 億 4,130 万円にそれぞれ改めるものです。

令和 8 年 2 月 27 日提出。鹿角市長。

73 ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

収入の 1 款 1 項 1 目国県支出金及び 2 目他会計補助金、2 項 1 目企業債、3 項 2 目事業費負担金等は、いずれも実績見込みによるものです。

次のページをお願いします。

資本的支出ですが、1 款 1 項 1 目管渠建設改良費、4 目建設総係費、5 目雨水幹線建設改良費の減額は実績見込みによるものです。

3 目流域下水道鹿角処理区建設費負担金 506 万円は、県が前倒しで実施する建設費の負担金です。

以上で議案第 36 号の説明を終わります。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 36 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 36 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

○栗山委員長 ここで、午後 2 時 25 分まで休憩いたします。

午後 2 時 13 分 休憩

○

午後 2 時 23 分 再開

○栗山委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 37 号「令和 8 年度鹿角市一般会計予算中、歳出 4 款 3 項上水道費 5 款労働費 6 款農林水産業費 7 款 1 項 1 目商工総務費 2 目商工振興費 4 目企業誘致対策費 2 項観光費 8 款土木費 11 款災害復旧費」を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、款ごとに順次質疑を受けてまいりたいと思います。

それでは、説明をお願いします。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 議案第 37 号令和 8 年度鹿角市一般会計予算についてご説明いたします。

予算書の 113 ページをお願いいたします。

4 款 3 項 1 目上水道費であります。コード 0101「上水道事業費」の上水道事業会計補助金 1,936 万 9,000 円は、統合前の簡易水道統合整備事業で借り入れた起債の元金及び利子の償還などに係る一般会計からの補助金であります。

コード 0110「非公営小規模水道等支援事業」の施設整備費補助金 26 万 2,000 円は、小割沢水道組合が行う施設改修費への補助金であり、補助率は 3 分の 1 であります。

4 款については以上です。

○栗山委員長 産業部次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 続いて、5 款についてご説明いたします。

1 項 1 目労働総務費は、職員人件費のほか、関係団体等への負担金が主なものとなっております。

次のページをお願いします。

コード 0210「女性若者キャリアアップ支援事業」は、女性と 40 歳未満の若者を対象に、リスク

リング・資格取得に係る費用を支援することでスキルアップを促進します。

以上で、5 款の説明を終わります。

○栗山委員長 農業委員会事務局長。

○相馬農業委員会事務局長 引き続きまして 6 款農林水産業費について説明させていただきます。

1 項 1 目の農業委員会費であります。説明欄のコード 0005 と 0101 は、事務局職員の人件費や農業委員等への報酬と総会の開催、農地法に関する事務の執行に関する経費であります。

次の 115 ページをご覧ください。

コード 0105「農業者年金業務委託事務費」は、農業者年金の加入促進に要する事務経費となります。

次のページをお開き下さい。

コード 0110「機構集積支援事業」は、農地中間管理機構が担い手への農地集積・集約化を促進するに当たり、農業委員会が関連する業務を適切に実施できるよう、国からの特定財源をもとにその事務経費を支援するものです。

1 項 1 目については以上です。

○栗山委員長 農業振興課長。

○成田農業振興課長 117 ページをお願いします。

2 目農業総務費のコード 0101「農業総務事務費」、解体設計委託料 516 万 2,000 円ですが、令和 3 年に廃止した自然休養村管理センターの解体に係る設計委託料を計上しております。解体は令和 9 年度の予定です。

119 ページをお願いします。

3 目農業振興費のコード 0213「食の交流まつり開催事業」162 万 7,000 円ですが、葛飾区四つ木で開催しております食の交流まつりに加え、墨田区のキラキラ橋商店街との連携協定に基づくイベントに参画し、食の交流まつり及び本市農産物の PR を行います。

コード 0240「スマート農業推進事業」、次のページ 120 ページの説明欄 3 段目の同補助金 500 万円ですが、物価高騰対応の交付金を活用し、自動操舵対応のトラクター等の機器導入を支援します。

コード 0241「農業支援サービス育成対策事業」の同補助金 160 万円ですが、地域農業の担い手に対し、農業支援サービスの提供に必要な農業機械の導入費用を支援するもので、財源は全額国庫補助となっております。

コード 0271「かづのブランド魅力発信事業」52 万 9,000 円ですが、G I 登録の「かづの牛」、「松館しばり大根」をはじめとした本市のブランド農畜産物の PR 活動を行うほか、かづの牛の新たな

販路開拓を支援します。

コード 0275「農業生産被害防止対策推進事業」の同補助金 190 万円ですが、有害鳥獣による農作物被害を防ぐための電気柵等の設置に対して支援するもので、今年度の実績を基に今年度当初予算の約 1.3 倍の額を計上しております。

コード 0325「農業振興ビジョン策定事業」307 万 1,000 円ですが、本市農業の将来展望と目標及び目標達成のための基本施策等を定める「鹿角市農業振興ビジョン」を策定します。同ビジョン策定業務委託料 255 万円は、ビジョン策定作業をお手伝いいただく人材にかかる費用で、総務省の副業型地域活性化企業人制度の活用を見込んでおります。複業クラウド利用料 48 万 4,000 円は、複業人材の採用支援サービス・複業クラウドの利用料です。

121 ページをお願いします。

コード 0510「きゅうり生産スマート化推進事業」のきゅうり生産スマート農業機器導入事業費補助金 500 万円ですが、県内一の生産量を誇るきゅうりの生産拡大を図るため、自動灌水システムなどスマート機器を導入するきゅうり農家に対し、導入費用を助成します。財源は、物価高騰対応の交付金を活用します。

124 ページをお願いします。

6 目農業経営基盤強化促進対策費のコード 0330「農地集積促進事業」の農地利用効率化等支援事業費補助金 600 万円は、地域計画で担い手として位置づけられた農業経営体等に対し、農業用施設や機械等の導入費用を支援するもので、財源は全額国庫補助となっております。

125 ページをお願いします。

9 目畜産振興費のコード 0230「かづの牛生産振興対策事業」ですが、担い手確保を図るため、令和 9 年度からの地域おこし協力隊採用を目指し、2 泊 3 日の「お試し地域おこし協力隊」を募集します。

以上です。

○栗山委員長 農地林務課長。

○北方農地林務課長 続いて 10 目の農地費であります、127 ページをお願いいたします。

コード 0246「県営ほ場整備事業〔間瀬川地区〕」は、県単調査事業に乗り出し、令和 10 年度からの圃場整備事業採択に向け、相続状況調査や換地計画のほか重点作物の選定など、地域計画に沿った事業を実施してまいります。

次に 2 項 2 目林業振興費であります、130 ページをお願いします。

コード 0101「森林経営管理推進事業」では、森林経営管理制度に基づき、大湯の大平・田代平・

中滝・折戸地区の経済林について能力と意欲ある経営体に再委託するほか、大湯の赤川・堀内地区の現地調査及び大湯黒森山地区の森林所有者に対し、市に委託するかどうかの意向調査も併せて実施する予定です。

また、これまで森林アドバイザー1名、森林経営管理推進員3名をアドバイザー2名、推進員2名の体制とし、現地確認体制の強化を図ります。

コード0201「有害鳥獣被害防止対策事業」では、新たに鳥獣管理員、いわゆるガバメントハンター2名を会計年度任用職員として新たに雇用し、捕獲体制の強化を図るとともに、熊の通り道と住宅地を遮断するための電気柵の購入、また2か年限定で実施してきました緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金を、これまでの1本当たり5万円上限としていたものを、事業費の2分の1、上限2万5,000円に見直し、継続するものであります。

132ページをご覧ください。

コード0530「林業労働安全対策事業」及び、一番下のコード0555「林業新規就業者育成支援事業」においては、林業従事者の安全対策及び林業経営体への雇用支援の実施により、林業従事者の確保に引き続き取り組んでまいります。

6款につきましては以上であります。

○栗山委員長 産業部次長。

○金澤産業部次長 兼 産業活力課長 続きまして、134ページをお願いします。

7款1項1目商工総務費は、職員人件費、庶務的経費、また、商工関係諸団体への負担金等を計上しております。

135ページをお願いします。

2目商工振興費の主なものについてですが、コード0215「外国人材活用支援事業」は、空き家等を活用した社宅整備に対する支援を継続するとともに、市内企業に勤める外国人材を対象とした日本語教室を開催するほか、特定技能人材の活用に向けた事業者向けセミナーを開催します。

コード0219「起業・創業支援事業」は、起業・創業支援事業補助金の対象について、新規創業に加えて事業承継も対象とします。

136ページをお願いします。

コード0224「女性・若者魅力ある企業づくり支援事業」は、かづの人づくり塾の開催による労働生産性の改善、業務効率化に向けたDX導入計画の策定等を支援するとともに、トヨタ自動車株式会社のエグゼグティブフェローの河合氏を講師にお招きし、若者に選ばれる魅力ある企業づくりをテーマとした講演会及び地元高校生を対象として、将来の地域の担い手意識の醸成を図るため

の意見交換会を開催します。

137 ページをお願いします。

コード 0276「再エネ導入事業」では、今年度同様、地域向け電源の導入促進を図るとともに、自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池等の導入費用の一部を支援いたします。

コード 0278「エネルギー利用効率化促進事業」では、事業所における省エネ照明器具及び高効率空調、家庭における高効率空調及び給湯、電気冷蔵庫の導入費用の一部を支援します。

140 ページをお願いします。

4 目企業誘致対策費です。

コード 0201「企業誘致促進事業」では、社会情勢やターゲットとする企業の動向等を的確に捉え、効果的な誘致活動を展開するために、企業誘致戦略の改訂を行います。

コード 0205「女性・若者魅力ある企業誘致環境整備事業」では、まちなかオフィスの有効活用を図るため、レンタルオフィスAの分割改修工事を行います。

141 ページをお願いします。

続いて 2 項観光費についてご説明いたします。

1 目観光総務費は、職員人件費のほか、観光関係団体への負担金、温泉管理等に関する経費が主な内容となっております。

143 ページをお願いします。

2 目観光振興費です。

コード 0226「観光アクセス充実対策事業」では、花輪線の利用を促すため、沿線住民等を対象としたミニツアー等を開催します。

また、十和田湖、小坂町、鹿角花輪駅間を結ぶ予約制乗り合いタクシー「観光旅タク」と、鹿角花輪駅から八幡平エリアを結ぶ自家用有償旅客運送「ドラゴン号」の運行を継続します。

大館能代空港利用促進助成金につきましては、利用 1 回あたり 2,000 円を補助するものですが、ターゲットを普段利用しない方へ絞ることとし、1 人につき 1 往復分までとします。

144 ページをお願いします。

コード 0267「DMO活動推進強化事業」は、DMOが鹿角観光の総合的なプロデュース及びマネジメントを行えるよう支援する事業ですが、体制強化のため、新たにDMO雇用型の地域おこし協力隊 1 名を募集・配置します。

コード 0282「インバウンド対策強化事業」では、鹿角エリア内外のアクセス情報等を掲載する外国人向けのウェブサイトを構築します。

145 ページをお願いします。

コード 0450「十和田八幡平国立公園指定記念事業」は、十和田湖指定 90 周年及び八幡平指定 70 周年を迎えることから、これを機にさらなる誘客につなげるため、市内宿泊施設の割引キャンペーンを実施します。

続きまして、3 目観光施設費は、観光施設や登山道などの管理に係る経費です。

148 ページをお願いします。

コード 0350「鹿角観光ふるさと館管理費」のうち、次のページにかかりますが、施設改修工事費 1,562 万円は、1 階の売店・かづのマルシェ部分の空調機器を更新します。

コード 0355「湯の駅おおゆ管理費」のうち、施設管理委託料 2,048 万 2,000 円は、植栽管理に係る委託料です。

続きまして 4 目交流推進費は、葛飾区よつぎ小学校との都市農村交流事業に係る経費です。

7 款の説明は以上です。

○栗山委員長 都市整備課長。

○山崎都市整備課長 続きまして、8 款土木費についてご説明いたします。

8 款 1 項土木管理費でございますけれども、人件費、庶務的経費、道路整備促進期成同盟会など関係団体への負担金、世紀越えフォーラムの開催経費等を計上しております。

次のページをお願いします。

8 款 2 項道路橋りょう費のうち 1 目道路橋りょう総務費であります。道路占用事務経費、道路台帳整備等に係る経費を計上しております。

次のページをお願いいたします。

2 目道路橋りょう維持費であります。道路管理に使用する車両の経費、道路や橋梁の補修、路肩の草刈りなど、市道の維持管理等に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

コード 0210「道路舗装長寿命化対策事業」であります。国の補助金を活用し、市道花輪小坂線の舗装補修工事を実施するものです。

コード 0220「橋りょう長寿命化対策事業」であります。こちらも国の補助金を活用し、鹿角市橋りょう長寿命化修繕計画に基づきながら対策を進めているもので、来年度は 86 橋の法定点検、3 橋の工事、2 橋の設計委託、過年度の橋梁補修工事の際に発生した低濃度 P C B を含む剥離した塗膜材の処分委託料等を見込んでおります。

次のページをお願いします。

3 目除雪対策費でございますが、安全な冬期交通の確保に向け、道路除雪に係る経費等を計上しております。

コード 0210「融雪施設整備事業」でございますが、八幡平の市道湯坂線において、経年劣化により機能低下した融雪システムを更新するもので、来年度は踏切からホテルまでの約 112 メートルの更新工事等を実施させていただくものです。

155 ページをお願いいたします。

4 目交通安全施設費でございますが、交通安全施設の維持管理や整備に係る経費等を計上してございます。

5 目道路新設改良費でございますが、県が実施する福土川改修関連市道整備事業に係る負担金を計上しております。

次のページをお願いします。

8 款 3 項河川費のうち 1 目河川総務費でございますが、河川関係の諸会負担金及び市が管理する普通河川の維持管理等に係る経費を計上しております。

次のページをお願いします。

2 目砂防費でございますが、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金を計上しています。

8 款 4 項都市計画費のうち 1 目都市計画総務費でございますが、都市計画関係の諸会負担金や都市計画審議会、景観審議会に係る経費等を計上しております。

次のページをお願いします。

2 目公園費でございますが、都市公園の維持管理や整備に係る経費等を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

コード 0501「公園施設長寿命化対策事業」でございますが、市が管理する公園の遊具修繕や、パークゴルフクラブハウス前の枕木通路舗装の修繕等を行うこととしております。

8 款 6 項住宅費のうち 1 目住宅管理費でございますが、市営住宅の維持管理や民間住宅改修の支援に係る経費等を計上してございます。

次のページをお願いします。

コード 0406「安全安心住まいづくり事業」ですけれども、住環境の整備や中古住宅の購入等を支援するもので、これまでの利用実績を踏まえ支援内容の見直しに併せ、補助金総額につきましても前年度から 300 万円減の 2,000 万円としてございます。

161 ページをお願いします。

コード 0506「市営住宅集約化事業」でございますが、四の岱住宅 5 戸と新堀住宅 7 戸の移転集

約と、四の岱住宅の3棟12戸の解体設計を行うこととしてございます。

8款土木費については以上です。

引き続き、11款災害復旧費ですけれども、196ページをお願いいたします。

1項農林水産施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費については存置項目でございます。

説明につきましては以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、4款3項上水道費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、5款労働費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、6款農林水産業費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。綱木副委員長。

○綱木副委員長 124ページになりますが、農地集積促進事業についてお伺いします。

土地改良区のほうでこの中間管理機構の仕組みをかなり使っているかと思いますが、個人の方はどのくらい活用されているのかお聞きします。

○栗山委員長 農業委員会事務局主幹。

○齊藤農業委員会事務局主幹 あくまで暫定値なのですが、農地中間管理事業の実績報告としては、田では131ヘクタール、畑では33ヘクタールくらいとなっています。筆数としては田と畑合わせまして918筆という状況です。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 農地の相続の問題で、結構皆さん四苦八苦されている状況だとは思いますが。

相続のサポートも一緒にやっていたらいいような感じなのではないでしょうか。

○栗山委員長 農業委員会事務局主幹。

○齊藤農業委員会事務局主幹 農地だけではなく、今相続が義務化になりましたので、なるべく相続をして下さいという形ではお願いをしておりますし、その手続きのほうもご案内はしているのですが、ご家族の中で揉め事などがありますとなかなかスムーズに進まない場合もございますので、こちらではあくまで手続きをして下さいという案内と、国のほうに管理が出来なくなれば土地を返還するという制度が出来ましたので、お金を払って国のほうに土地を返すという手法もございますので、そちらもご案内はしております。

ただこれは秋田市の法務局でなければ出来ませんので、その旨もご案内はさせていただいております。

○栗山委員長 ほかにございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 117 ページの 0101「農業総務事務費」で、自然休養村の解体設計委託料とのことですが、新しい施設を建てる際には市債を使ってやると思いますが、解体の場合は一般財源でやるしかないのですか。

○栗山委員長 産業部長。

○渡部産業部長 所管外ではありますが、過疎債を使いまして解体基金を設置されていますので、その基金を活用して解体を進めるとは伺っております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これから長寿命化計画とか施設の総量を減らす取組を計画の中で進めているかと思いますが、基本的な方向性は人口縮小とともに施設が縮小していく中で仕方ない部分は当然出てくるので、いくらでも有利な起債などを使えば少しは安心したという状況です。積極的に有利な財源を使えばいいなあと思っていますので、よろしくお願いします。

○栗山委員長 ほかにございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 新規就農者の関係をお聞きします。

123 ページのコード番号 0277「新規就農者育成支援事業」についてお伺いします。

この事業については、相当な年数続けてきていると認識しています。ここ数年の新規就農者の方の傾向を教えてください。地元の方もあるでしょうし、市外から来て新規就農する方もおられると思いますが、最近の傾向のデータを教えてください。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 新規就農者の就農状況ですが、前期基本計画の令和 3 年度から令和 7 年度までの状況になりますが、一番多いのがキュウリの新規就農の方が 8 名となります。複合的にやられている方もおりますけれども、あとは果樹関係、りんごや桃の方がこの 5 年間で 9 名の方が就農されております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 キュウリは確かに単収が高いので、取組みやすい作目かなと思いますが、そこから先に進めばスマート農業とかにも取り組んでいただければいいのかなと思いますので、進めていただければと思います。

それから耕作放棄地についてですが、新規就農の方が耕作放棄地の数字を改善していく流れは

何かあるのでしょうか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 現時点では耕作放棄地に関する制度がないということと、離農される農家もおられますので、一から耕作放棄地を再生するよりもリタイヤされた方の農地を斡旋する、マッチングする形でご案内をしております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 果樹のほうも数名おられるということですし、果樹については今冬、被害もありましたし、現経営体の方たちも何とか支援しつつ、これから来る人たちにもすぐ継げるような体制で今の経営を守りつつ、新規就農者の方を増やしていただければと思いますので、頑張ってくださいと思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。綱木副委員長。

○綱木副委員長 124 ページの 0380 「農業収入保険加入促進事業」についてお聞きします。

今年、豪雪ということでいろいろな被害があって、恐らく栽培の取っつきも遅くなる方も多々いるでしょうし、そもそも栽培が出来なくなるという方もおられると思いますが、現状の鹿角市の農業者の加入割合はどのくらい進んでいるもののでしょうか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 農業収入保険についてですけれども、全体の加入割合という形では把握出来ていないのですが、農業収入保険については農業者の中で青色申告を行っている方が対象になってくる制度になっています。現在加入している方につきましては、112 名という状況です。農業収入保険の制度が始まってからまだ 4・5 年目というところですが、なるべくこれまでの農業共済からこちらのほうに加入されるようには呼びかけております。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 そもそも青色申告を行っている農業者は何名いるのですか。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 そこまでは調べておりません。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 今年のような年、あるいは今年もエルニーニョ現象が出る確率が 6 割くらいとの情報もございますので、おそらく今後はさらにこのような保険に入っておかないと結構な大打撃を受ける時があると思いますので、引き続き、普及をよろしくお願ひしたいと思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 120 ページのコード 0325「農業振興ビジョン策定事業」ですが、複業クラウドの説明をもう一度お願いします。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○丸岡農業振興課主幹 兼 構造改革推進班長 農業振興ビジョンにつきましては、昨年度まで実施しておりました農業構造改革ビジョンの後のビジョンということで策定を予定しております。

その際に基本的に市直営で策定はするわけですが、そのお手伝いということで、地域活性化企業人制度を使いまして、農業支援クリエイターを募集する際にマッチングサイトの名前が複業クラウドという名前のサービスを利用して、そちらのほうに募集案件を提示して、金額や内容に興味を持たれた方の中から選定する流れとなっております。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 支援してくれる人手をここを介して募集するということですね。

○栗山委員長 農業振興課長。

○成田農業振興課長 複業クラウドは、副業解禁の流れが進む中で、主に都市部では副業したいという人材がたくさんいます。それとそういった都市部の企業で人材のノウハウを活用したい、例えば自治体に限らず企業とか副業で手伝って欲しい企業体をマッチングさせるサービスになりまして、複業クラウドというのは副業人材と企業を結び付けるマッチングサービスとしては最大手となっております。令和 4 年度に企業誘致戦略を策定した際に実証実験として都市部人材とマッチングして企業誘致戦略を作った経緯がございます。その際に利用したサービスとなります。

○栗山委員長 ほかにございませんか。綱木副委員長。

○綱木副委員長 121 ページの「きゅうり生産スマート化推進事業」についてお伺いします。

自動灌水システムとかそういった機器の利用を想定していると以前お伺いしましたが、あくまで私の肌感覚になるのですが、自動灌水システムって結構皆さん導入しているイメージで、これ以上入れる人ってまだまだいるのかなという疑問があるのですが、現状はどのような状況なのでしょう。

○栗山委員長 農業振興課主幹。

○小野寺農業振興課主幹 兼 ブランド作物推進班長 キュウリにおける自動灌水システムの導入割合ですが、生産農家 124 戸中 35 戸ということで、約 4 分の 1 程度という割合になっております。

この事業におきましては、これまでも認定農業者であればかつの農業夢プラン応援事業などを使いながら導入することが出来たのですが、キュウリの場合、認定農業者ではない農家の割合も非常に高いということで、今回の新年度から行う事業に関しましては、認定農業者ではない方

を対象として自動灌水システムを導入する方に支援していきたいと考えているところです。

○栗山委員長 農業振興課長。

○成田農業振興課長 補足しますが、かづの農業夢プラン応援事業を使えるのは認定農業者と新規就農者になります。新規就農者では夢プランを使って自動灌水システムを入れている方は結構いらっしゃる状況です。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 自動灌水システムといっても20万円位から導入できるものがあったり、もっと導入している戸数が多いんじゃないかなと思っていたのですが、想定よりかなり低いということで、是非とも推進していただきたいなと思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、7款1項1目商工総務費、2目商工振興費、4目企業誘致対策費、2項観光費の当常任委員会所管の7款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。安保委員。

○安保委員 144ページのコード0282「インバウンド対策強化事業」のWebサイト構築業務委託料ですが、こちらは英語のWebサイトの構築という内容でよろしかったでしょうか。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 こちらのサイトは英語のサイトを作りたいと考えております。インバウンド、外国人に対してはインターネットによる情報提供が非常に重要でありまして、インターネット上にどれくらいの情報を載せれるかが観光で重要になっています。なおかつ例えば東京ですとか大阪、札幌から鹿角市にどういったルートで来るのかということを示すことが大事でありますし、鹿角市の中でもインターネットに掲載されづらい予約型の交通網として鹿角市では「観光旅タク」ですとか「ドラゴン号」を整備しておりますので、そういった交通機関を一体的に周知するためにこのサイトを構築するものであります。

○栗山委員長 安保委員。

○安保委員 本市のインバウンドは、8割が台湾からの旅行者ということは以前にご説明いただいたと思いますが、台湾からの旅行者の方はリピーターもかなりいらっしゃると私は思っていて、海外旅行者の方はやはり自国語で発信されている情報に触れると目に付くと言われておりますので、今後、鹿角市がどこの国をターゲットに観光客を誘致していくのかという点も踏まえて、今後も台湾、香港などのお客様も多いので、そちらのターゲットを踏まえて中国語版、繁体字というそちら

の国をターゲットとしたWebサイトの構築も検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 外国人向けの言語につきましては、パンフレット等では英語のほかに繁体字、簡体字という形で必要に応じて作成しております。

おっしゃるとおり実際にはアジア圏の観光客が多いものですから、そういった言語にも対応していきたいと思いますが、一般的に広く認識されやすい英語からまずは整備したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○栗山委員長 ほかにございませんか。綱木副委員長。

○綱木副委員長 140ページのコード0201「企業誘致促進事業」についてお尋ねいたします。

現状、コンタクトを取っている会社ですとか、これから取ろうと思っている会社ですとか、そういった状況を教えていただいてもよろしいでしょうか。

○栗山委員長 産業活力課主幹。

○石木田産業活力課主幹 兼 商工振興班長 今回の企業誘致の活動につきましては、ここに記載されております県の誘致推進協議会に鹿角市も参加しておりますので、県と県内の市町村が組織しておるわけですが、そちらのほうと連携しながら誘致活動を行っているところでもあります。

市の場合につきましては、独自に企業訪問や6年度にサテライトオフィス視察ツアーを開催した企業に継続的にアポイントを取って状況等を確認しているところであり、昨年12月にはその成果としまして1社の誘致に繋がったというところがございます。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 もう少し具体的に教えていただきたいのですが、市独自でアプローチをかけていくという時は、何かプラットホームみたいなものを利用してアクションをかけていくのか、それとも飛込営業みたいな形でやっていくのか、どういう感じで進めているのでしょうか。

○栗山委員長 産業活力課主幹。

○石木田産業活力課主幹 兼 商工振興班長 企業誘致に関しては、先ほどのツアーの場合については我々がターゲットとする情報サービス業に対してアンケートを取って、その中から希望する企業が視察ツアーに来ていただいて、本市の環境を確認していただくといった活動しております。

そのほか、日本立地センターからも企業立地に関する情報をいただきながら、当市に該当するところについては情報提供していく形にもなりますし、あとは企業から直接ご連絡いただいて誘致活動するといった場合等がございます。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 現状、鹿角に来ていただいた企業からの紹介ですとか、そういったところからの繋がりを持っていれば一番スムーズに進むというか、そういったグループもあるでしょうし、新規の企業の誘致もそうですし、来ていただいた方々に対してのケアですとか、ヒアリングとかも継続してよろしく願いできればと思います。

○栗山委員長 ほかにございませんか。成田委員。

○成田委員 135 ページのコード 0215「外国人材活用支援事業」ですが、市内の事業者では外国人をどのくらい採用したいと考えているものでしょうか。現状を教えてください。

○栗山委員長 産業活力課主幹。

○石木田産業活力課主幹 兼 商工振興班長 ハローワーク鹿角で発表している令和 7 年 10 月末現在の状況ですけれども、外国人雇用事業所数 38、外国人労働者数は 160 人と伺っております。鹿角管内となりますので鹿角市と小坂町の計となります。

○栗山委員長 成田委員。

○成田委員 説明の中で、空き家を利用して社宅にという説明がありましたが、実際にそういった要望等も具体的にあるものなのかお聞きします。

○栗山委員長 産業活力課主幹。

○石木田産業活力課主幹 兼 商工振興班長 外国人材の社宅整備に関する補助金につきましては、空き家の改修工事に対して補助している訳ですけれども、外国人材、市内の事業所においても徐々に増えてきている状況でして、その受入れに係る受入体制について居住スペースの要望がございます。その中で市の方向性といたしましては、空き家という市の課題解決にもつながるということで、空き家の改修に関して支援しているところでございます。令和 6 年度につきましては 1 件実績がありましたけれども、今年度につきましては予定されていた事業所がいたのですけれども、入国する際に管理団体との調整に時間を要したことで、空き家の改修には今年度は繋がらなかったということではありますけれども、来年度につきましてはこの事業については周知しながら活用につなげて参りたいと思っていますところです。

○栗山委員長 ほかにございませんか。佐藤委員。

○佐藤委員 同じく外国人材の活用についてです。

少し気になった点がありましたのでお聞きします。

一つは、特定技能といういわゆる在留資格も発生して、状況がいろいろ変わってくるわけですが、製造業分野での人手不足は 7 款商工費で見ているとは思いますが、介護系の人材もターゲットに

なるのでしょうか。

○栗山委員長 産業活力課主幹。

○石木田産業活力課主幹 兼 商工振興班長 補助事業対象者につきましては、中小企業者になりますので、医療福祉法人などは対象にならない形になります。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 鹿角に外国人の方が 160 名という状況で、これからどんどん入ってくるのかも知れません。そういった受入れも関係者にやっていただきたいことと、私、本会議場でも少し話したのは、商工費で見えしまうと外国人を活用しちゃうというか、働かせてやるといった感覚で捉えられてしまうので、それをいろいろな款で様々な外国人を受け入れる体制を整えて対応出来ればいいなあと聞いたかったものですから、それを補足する意味で、例えば外国人の労働者の方々の相談窓口とか、そういうものはイメージをもっておられるのか。こちらで生活するようになると例えば学校に行かなければならないとか、買い物をしなければならぬとか、日本語の話はここで出ているから安心するのですが、そういった生活上の相談がおそらく結構出てくるだろうし、我々の生活様式とも擦り合わせしていかなければいけないのだろうなど。そういった相談窓口を連携してやっていくつもりはないのかなとお聞きしたいと思います。

○栗山委員長 産業活力課主幹。

○石木田産業活力課主幹 兼 商工振興班長 外国人材への定着に関する事かと思えますけれども、外国人の受入れに関しては、管理団体を通して入国することになりますので、そういった生活のフォローなどに関しては管理団体が担う力が大きいのかなと感じております。

そのほか県のほうでは受入れに対する支援について、外国人材受入サポートセンターを開設しておりますし、あとは外国人材の居住に関する経費や地域との共生に要する経費等にも支援してきているところです。

市におきましては、現在、日本語教室を市民向けに行ってきたおわけですが、これまで教室に来ていただいている方がほぼ外国人労働者という状況になっておりまして、今まで教育委員会でやっておりましたが、来年度からはこちらの 7 款のほうで日本語教室を行う予定としております。委託先については、これまでと同様、国際交流協会に委託する予定ではありますが、外国人労働者ですので、日本語のほかに生活に密着した日本語教室ということでお願いしてきているところがございます。

それから先ほどの空き家改修に対する補助金ですが、中小企業者ではなく、市内に事業所を有するものでしたので、訂正させていただきます。

○栗山委員長 ほかにございませんか。安保委員。

○安保委員 147 ページのコード 0335「鉱山歴史館管理費」についてお伺いします。

オープンスケジュールについてお伺いしたいのですが、来期から史跡尾去沢鉱山が研修旅行のみに開館が縮小されるということで、この鉱山歴史館のオープンスケジュールと、後は参考までに昨年の研修旅行で訪れた団体の数が分かれば教えて下さい。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 まず鉱山歴史館の今年 4 月以降につきましては、史跡尾去沢鉱山が団体の教育旅行のみの受入れということで、それと合わせて教育旅行の予約があった日には開館することとしております。

教育旅行で鹿角市を訪れた人数については、令和 7 年 12 月時点で全体の旅行者数で 8,732 人おります。その中で尾去沢鉱山に何人入ったかは、いま把握しておりません。

○栗山委員長 ほかにございませんか。成田委員。

○成田委員 149 ページのコード 0355「湯の駅おおゆ管理費」で、施設管理委託料で植栽と説明がありましたが、これは前から植えているものを植え替えたり、代わりに新しく植え直しするという意味なのか、確認させて下さい。

○栗山委員長 産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 この植栽管理費については、令和 8 年度に新しく何かをするというのではなくて、毎年委託しております維持管理に係る費用になります。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、次に、8 款土木費及び 11 款災害復旧費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。綱木副委員長。

○綱木副委員長 154 ページの除雪委託料についてお伺いいたします。

一般質問でも取り上げさせていただきましたが、除雪委託料の最低保証について十分な保証はなされているとの答弁はいただきました。ただ、私が聞いている中でのその認識がずれている、十分ではないという声は結構聞いてあったのですが、そこら辺は業者との擦り合わせをした上での十分という意味合いなのでしょうか。

○栗山委員長 都市整備課技術監。

○金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長 業者のほうには毎年ヒアリングを行っていますが、保証費を支払うのは降雪が少ない時になるのですが、特段言われたことはありません。

足りないと言っている人がいるのであれば、何を根拠にいくら足りないと言っているのかが全然明確でないので、都市整備課としても答えることが、質問でされている程度の答え方しかできません。修理費が足りないのか、維持費が足りないのか、何が足りないのかを明確にしてもらいたいと思います。

○栗山委員長 綱木副委員長。

○綱木副委員長 分かりました。その話し合いのときにちゃんと明確に分かりやすいように伝えてくれと。まずそこからだという話ですね。了解です。

○栗山委員長 ほかにございませんか。成田委員。

○成田委員 153 ページの「道路橋りょう維持管理費」に道路維持作業委託料、道路維持管理業務委託料、道路補修工事費とあります。この違いを教えてくださいと思います。

○栗山委員長 都市整備課技術監。

○金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長 道路維持作業委託料に関しては草刈りや小規模な側溝の破損などが主なものになります。道路補修工事については全て工事で発注して舗装補修がメインになります。

道路維持管理業務委託料は、4月1日から3月31日まで通年で行っている6地区に分けた穴埋め補修の業務委託になります。

○栗山委員長 成田委員。

○成田委員 今の維持管理は通常の年度始まってから1年間の業者に委託しているものですね。その他に通常の穴埋めをお願いしますというものはそこに含まれているのでしょうか。

○栗山委員長 都市整備課技術監。

○金澤都市整備課技術監 兼 道路河川班長 業者に流すものもありますし、直営の作業員、足りなければ私らも直接、パンク事故に繋がれば困りますので、そこら辺は職員でもいいですし、この業務委託の中ででもどちらでも対応しています。

○栗山委員長 ほかにございませんか。産業活力課政策監。

○館花産業活力課政策監 兼 観光交流班長 さきほど安保委員から史跡尾去沢鉦山への教育旅行の入込状況の確認がございましたが、資料を確認出来まして、令和6年の実績ですと全体の入所者数が2万8,865人ありまして、そのうち840人が教育旅行でありました。学校数では10校という状況にあります。令和7年12月現在ですと13校で1,712人の教育旅行の入込みがありました。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、以上をもちまして、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 37 号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 37 号中、当常任委員会所管の予算については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 41 号「令和 8 年度鹿角市上水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○阿部上下水道課長 286 ページをお願いします。

議案第 41 号令和 8 年度鹿角市上水道事業会計予算です。

第 1 条、令和 8 年度鹿角市上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

条文の主な内容について説明します。

第 3 条、収益的収支の予定額は、水道事業収益が 7 億 2,748 万 4,000 円。

次のページに移りまして、水道事業費用が 7 億 2,066 万 8,000 円であります。

第 4 条、資本的収支の予定額は、資本的収入が 1 億 5,659 万 6,000 円。

次のページに移りまして、資本的支出が 3 億 8,871 万 2,000 円であります。

第 5 条、債務負担行為をすることができる事項等は、令和 8 年度水道給水装置等設備資金利子補給費補助金及びその損失補償を令和 13 年度までとするものです。

量水器交換修繕は、令和 9 年度に検定有効期間の満了を迎える量水器の交換修繕について年度当初から着手できるよう、令和 8 年度内に契約をするためのものです。

水道料金等徴収業務委託料は、令和 8 年度の 9 月末をもって契約更新となることから令和 9 年度以降の債務分を設定するものです。

次のページをお願いします。

第 6 条、企業債の目的等を表のとおりと定め、限度額は、浄水施設整備事業は 5,050 万円、配水施設整備事業は 6,800 万円とし、利率は 6.5%以内です。

次のページをお願いします。

第 10 条、他会計からの補助金は、統合簡易水道事業に係る企業債利息に対して 257 万 3,000 円、

償還元金に対して1,643万6,000円、職員の児童手当に対して36万円と定めます。

令和8年2月27日提出。鹿角市長。

316ページをお願いします。

収益的収入及び支出の主な内容ですが、収入の1款1項1目給水収益は、水道料金の改定から2年目となりますが、前年度より5,789万1,000円増の6億3,657万3,000円としております。

次のページに移りまして、2項3目長期前受金戻入5,424万2,000円は、補助事業等で整備した固定資産の減価償却に対応する補助金相当分を計上しております。

4目雑収益のその他雑収益、説明欄の2段目、下水道使用料等徴収事務費用負担金2,027万円は、公共下水道及び農業集落排水の各使用料を水道料金と合わせて徴収していることから、事務費用負担金として徴収するものであります。

次のページをお願いします。

支出ですが、1款1項1目原水及び浄水費は、浄水場等の浄水施設に係る経費で、主な支出ですが委託料として電気計装機器保守業務委託料572万円、水質検査委託料771万3,000円、水道施設運転管理業務委託料9,680万円などであります。

また、動力費として電気料4,432万4,000円、薬品費は来年度から運転管理委託料に組み込み更なる節減を図ります。

319ページに移りまして、2目配水及び給水費は、配水施設の管理経費で、主な支出は委託料として有収率向上や漏水箇所早期に特定するための漏水調査委託料475万2,000円、320ページに移りますが、修繕費として配水管漏水修繕費650万円、検定満了によるメーター等取替修繕費5,660万3,000円などを計上しております。

3目受託工事費275万円は、配水管更新工事等に伴う給水管の接続に要する工事費です。

4目総係費は、経營業務の経費で、主なものは次の321ページになりますが、委託料として水道料金等徴収委託料5,572万4,000円のほか、水道施設の長寿命化も含めた整備方針策定のための水道施設整備計画策定委託料2,596万円を計上しております。

324ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入の1款1項1目補償金1,657万8,000円は、秋田県が実施する福士川河川改修や花輪大堰改修工事などに関連した水道管の移設補償金です。

4項1目他会計負担金508万2,000円は、消火栓整備工事に係る消防からの負担金です。

次のページをお願いします。

支出の1款1項2目浄水施設整備費の工事請負費5,060万円は、十和田浄水場第2配水池ポン

ブ増設工事費などの費用であります。

3 目配水施設整備費、次の 326 ページの工事請負費の 7,312 万 6,000 円は、4 地区分の消火栓整備工事のほか、老朽配水管の更新工事分となります。

4 目他事業関連施設整備費 2,308 万 6,000 円は、福土川河川改修工事などに関連した配水管移設に要する費用であります。

議案第 41 号の説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 41 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 41 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 42 号「令和 8 年度鹿角市下水道事業会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長 続きまして 328 ページをお願いします。

議案第 42 号令和 8 年度鹿角市下水道事業会計予算です。

第 1 条、令和 8 年度鹿角市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

条文の主な内容を説明いたします。

第 3 条、収益的収支の予定額は、下水道事業収益及び下水道事業費用とも 8 億 7,004 万 3,000 円であります。

次のページをお願いします。

第 4 条、資本的収支の予定額は、資本的収入が 6 億 6,717 万 4,000 円、資本的支出が 8 億 9,518 万 2,000 円であります。

次のページをお願いします。

第 5 条、債務負担行為をすることができる事項等は、令和 8 年度の公共下水道及び農業集落排水に係る水洗便所改造資金あっせん利子補給費補助金とその損失補償を令和 13 年度までとしていま

す。

第6条、企業債の目的等を表のとおり定め、限度額は下水道整備事業が1億9,200万円、資本費平準化債は2億3,420万円とし、利率は6.5%以内です。

次のページをお願いします。

第10条、他会計からの補助金は、経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため一般会計から補助を受ける金額を5億4,381万3,000円と定めます。

令和8年2月27日提出。鹿角市長。

360ページをお願いします。

収益的収入及び支出の主な内容ですが、収入の1款1項1目下水道等使用料は、公共下水道、農業集落排水合わせて2億7,322万9,000円を計上しております。

2項2目他会計補助金は、一般会計からの補助金で、4億27万8,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

3目長期前受金戻入1億9,399万円は、上水道事業会計と同様、補助事業等で整備した固定資産の減価償却費に対応する補助金相当分を計上しております。

次のページをお願いします。

支出の1款1項1目管渠費は、公共下水道及び農業集落排水における管渠やマンホールなどの維持管理に係る経費で、主なものは委託料として、流域下水道に流入する汚水の水質検査委託料254万1,000円、テレビカメラによる管渠調査委託料843万7,000円などであります。

修繕費は、マンホールポンプ機器の修繕の他、マンホール周りの舗装補修費を計上しております。

次のページをお願いします。

2目ポンプ場費は、2か所の真空ステーションの維持管理に係る経費で、主なものは真空ステーション等保守管理委託料です。

3目処理場費は、湯瀬及び農業集落排水3か所の処理場の維持管理に係る経費で、主なものは、次の364ページに移りまして、湯瀬浄化センター運転管理等委託料2,447万8,000円のほか、動力費として941万7,000円などあります。

次のページをお願いします。

5目業務費は、水道料金と合わせて徴収している下水道使用料及び農業集落排水使用料の業務に係る負担金です。

次のページをお願いします。

7目流域下水道管理運営費負担金は、秋田県が運営する汚水処理場及び県北地区広域汚泥資源化

施設の維持管理費への負担金です。

368 ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入の 1 款 1 項 1 目国県支出金 9,400 万円は、社会資本整備総合交付金で、資本的支出の 1 款 1 項 1 目管渠建設改良費に充当するものです。

2 目他会計補助金は、企業債の償還元金などに充当するための一般会計からの補助金です。

次のページをお願いします。

支出の 1 款 1 項 1 目管渠建設改良費ですが、主なものとして、工事請負費 2 億 4,089 万 5,000 円は、小豆沢地区の農業集落排水施設を公共下水道に接続するための下水道管の工事費などであり  
ます。

3 目流域下水道鹿角処理区建設費負担金 6,357 万円は、秋田県が運営する流域下水道施設の更新に係る費用の負担金であります。

次のページをお願いします。

5 目雨水幹線建設改良費の工事請負費 1,285 万 9,000 円は、大川添地内の米代川へ流出する排水樋門改修工事費であります。

議案第 42 号の説明は以上です。

○栗山委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 42 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、議案第 42 号は、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、8 請願第 1 号「上沼風力発電計画の中止を求める請願」について、審査いたします。

委員の皆さんより、順にご意見を伺っていきますのでお願いいたします。初めに綱木副委員長、  
お願いします。

○綱木副委員長 まず結論から申し上げますが、不採択とすべきと考えております。

まずもって、今、環境影響評価の調査期間中でありまして、恐らく早ければ来年夏前くらいには

公表されるかとは思いますが、そういう状況だということがまず前提であります。

この請願に対しての私の意見ということで申し述べさせていただきます。

①の熊の出没等に関してなのですが、熊の出没に関しては気候変動や餌の豊作・凶作、耕作放棄地の増加、人の居住区域の緩衝帯機能の低下ですとか、風力発電の有無に限らず様々な要因が挙げられております。

また、そもそも熊の生態データ自体がまだまだ十分に解明されていない状況です。

私自身、風力発電の視察に何件が行ってまいりましたけれども、そこで感じたことがありまして、作業路は草刈りなど適切に管理されている状態で、毎日業者の方がメンテナンスで往来するという状況でした。

つまり風力発電そのものが緩衝帯の役割を担っていると感じたということです。

述べられているこの懸念とは逆の効果も生む可能性があるのではないかと考えています。

②の急斜面に関してですが、まず造成にあたっては森林法や砂防法といった法律に基づいて厳格な審査が行われることとなります。

当然今のこの風力発電に関しても、それを念頭にした計画、審査がなされることと思います。

水源に関しては、いま調査項目になっているかと思っておりますので、これから明らかになるのかなと思います。

③の活断層、廃坑についてですが、地図を確認しますと風力発電の建設予定地は断層とはずれたところにありまして、旧花輪鉦山に関しても、これは経済産業省の資料を基に建設場所はそこからは離れた場所にあるということを確認しております。

④に関してですが、自然と景観を守るということは当然大事であると。ただその一方で地球温暖化対策ですとか、昨今の混沌とした世界情勢の中でいかに日本という国がエネルギー調達リスクを低減していくのかということも、子供たちに引き継ぐ私たちの責任であると考えております。

今後そこをどう調和させていくかは、環境影響評価の結果次第というところがまず重ね重ね大前提となるのかなと思います。

⑤のストーンサークルに対しての影響についてですが、私は個人的に一番気になっていたところでした、こちらは当局のほうに確認したところ、市長をはじめ教育委員会の皆さんが、現在、鋭意対応中ということで、かなり大変な作業を行っているということでお話を聞いております。そこは当局の皆さんを信頼して、続報を待っている状況であります。

最後に⑥の低周波に関してですが、そもそも低周波というのは街なかであっても自然の中であってもどこでも存在しているものでして、これも視察の時に念のためと思って計測してみました。

騒音ではなく低周波を測りました。風力発電の真下が79.2デシベルでした。この数値というのは環境省の低周波の資料に照らし合わせると住宅内部と同じレベルでの低周波となっておりますので、特段心配する必要はないのかなと思います。ただ、これは風力発電の業者と話をしていたのですけれども、低周波そのものに原因があるのではなくて、ないと断定はできませんけれども、心理的なストレスのほうが大きな要因を占めているのではないかというお話もお伺いしました。実際のケースとして風力発電の建設地の付近にスタッフの方が常駐するわけですけれども、その方と被害を訴える方が仲良くなったら、被害の症状がなくなったとか、そういった話も九州のほうであったということがありましたので、こちらはそういう可能性もあるのではないかというお話ではあります。

以上になりますけれども、大前提として鹿角市は直接的な当事者という立場にはなくて、あくまでも中立の立場であるということをご理解いただいたうえで、現時点で中止を前提とした本請願は不採択が妥当であると考えております。

ただ、こういった市民の皆さんの懸念に対しては、今後、風力発電の事業者さんが誠実に対応を行っていただけるように私は個人的には働きかけてまいりたいと思うところです。

○栗山委員長 成田委員。

○成田委員 理由は綱木委員がいろいろ出してくれましたので。いずれ市としても現在のところはアセスメントの結果がまだ出ていないこともあるので、ニュートラル。私個人的にも結論を今は出せる状況ではないということで、現段階では不採択という意見です。

○栗山委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 結論から申し上げますと、不採択としてやむを得ないなと思っています。

不採択の理由は2点あります。客観的な根拠が明示されないままに、安易に計画の中止を求めるとする請願を採択することは将来の産業の発展と雇用の芽を摘んでしまうことになりかねません。

2点目は、請願事項として求めている内容が適切なのか疑問があります。

理由について説明させていただきます。

一つは、現在2つの事業者が本市の風という資源を利用して開発計画を進めようとしていること。そしてまた一方では一部市民の間で不安の声が広がっていることは十分認識しております。事業が市民生活を相当脅かすということであれば、当然のことながら私も賛同できるものではないと思います。しかしながら、これらの事業が市民生活を脅かすものなのかどうかは私には正直判断できません。現段階では、それは私が環境影響を評価するだけの科学的リテラシーがないからです。

請願書で懸念や疑念と考えている点を列挙しておりますが、環境省、経済産業省、秋田県知事、

さらに岩手県知事が概ね事業者に対しては意見勧告している内容となっていました。

事業者はこの点に関し、その対応を準備書で示す段階となっております。そして義務があるんだというふうに考えます。その際には、専門的見地も踏まえ、利害関係者さらに住民に理解を求めなければならぬとされているのが環境影響評価法です。具体的には鉱山跡地への開発に関する懸念。ツキノワグマや貴重な野鳥その他の動植物に与える影響。低周波などについて評価すること。その内容によっては計画の見直しを行うこと。または代償措置をとること。そしてここは着目すべき点だと思いますが、重なるようにして実施される2事業が、若しくは既設の事業が累積的な影響を及ぼす可能性があるから、事業者間で調整しなさいという意見が付されております。そしてこれが付されているということは、事業者としてはその責任を果たさなければいけないということでございます。これらの意見につきましては、経済産業大臣の助言機関と位置付けられる環境審査顧問会風力部会が専門的見地から審査したものが参考とされているものでございます。これらを思料すれば、環境影響評価法に基づくアセスメント結果に基づいて、事業内容が検討されることが最も合理的かつ客観的な結論にたどり着くと私は考えます。

こうした考えに基づけば、私は事業者に対して不都合な事実を決して隠蔽しない、過小評価することなく公開・検討し、誠実に対応することを求めたいと思いますし、監督・許認可行政庁に対しましては、しっかりとその役割を果たすように求めていきたいと私は考えています。

もうひとつ、この請願書中には景観を損なう点が記載されておりますが、私は正直この点には賛同出来ません。なぜならば、景観という概念は極めて主観的であって市民それぞれに違うはずだと私は感じるからです。このケースに関しましても、場合によっては風車に緑や青などの色を塗ればということも考えられますし、それが出来るかどうか分かりませんが、そういった点で私は景観が論点になるとは私は考えておりません。これはずっと一貫して話してきております。

2点目に申しあげました請願事項に対する疑義というものはちょっと残っております。表題は中止と言いつつも、請願事項がちょっとずれています。中身が相違している、これがちょっと大きな部分でございます。

2番目に準備書段階の説明が今後行われる予定となっておりますので、ちょっとずれているのかなと。あと県に意見書を提出していただきたいと書かれていますが、具体的な中身として何をというのが分からない請願になっているなと思いました。

最後に市議会が住民説明会を開催して欲しいということなんですけれども、何を説明すべきかが分からないという請願書になってしまっているなあとと思います。

こういった点から私は不採択とするのもやむを得ないという見解でございます。

○栗山委員長 田村委員。

○田村委員 いま綱木委員、佐藤委員が事細かくお話して下さいましたけれども、私もまったくそのとおりだと思いますので不採択でよろしいと思います。

○栗山委員長 次に安保委員お願いします。

○安保委員 私の意見といたしましては、本請願については趣旨採択とするのが適当であると判断いたしました。理由といたしまして、本請願が訴える安全性、環境保全への懸念については強く共感するものであります。

徹底した地盤調査、厳格な環境アセスメント、事故発生時の責任担保の明確化、住民への説明責任を求める趣旨については賛同いたします。

しかしながら、現時点で直ちに計画の中止とする結論については、さらなる検証と議論が必要であると考えております。

本請願の中の請願事項については、1番の熊リスクや土砂災害、低周波音、伐採面積、景観への影響などについて具体的な数値や根拠を示した丁寧な説明を求める点は住民不安の解消という観点から重要であると考えます。事業者には、より客観的データを示した説明の充実を求めるべきだと思います。

2つ目は、意見書については、秋田県に意見書を提出する内容について、どのように整理して、どういった内容を示すのかというのが非常に重要だと思いますので、そちらのほうを慎重に対応するのがよろしいかと思えます。

3つ目の市議会が自ら説明会を主催することについては、責任の主体は事業者であることを前提に市及び議会の関与のあり方を整理する必要があり、慎重に検討すべきだと思えます。

○栗山委員長 意見が2つに分かれましたので、これより採決いたします。

最初に、本請願を趣旨採択とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[1名挙手]

○栗山委員長 次に、本請願を不採択とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[4名挙手]

○栗山委員長 挙手多数でございますので、8請願第1号につきましては、不採択すべきものと決めます。

次に、8陳情第1号「最低賃金の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情」について、審査いたします。

委員の皆さんより、ご意見を述べていただきたいと思います。佐藤委員からお願いいたします。

○佐藤委員 私は採択でよいと思います。

これまでも言われてきておりますが、いわゆる企業の内部留保というものが膨らんでいるのではないかという部分があります。もっと労働者に還元することによって、国内需要に還元されるでしょうし、景気の底上げに繋がっていくのがこの最低賃金を上げていく意義だと思います。さらにこの点に関して鹿角市内はどうしても中小企業、小規模事業者が多い状況にあります。こういった事業者への支援を拡充したうえで最低賃金の改正を求めるといふことあれば、私は採択でいいのかなと感じています。

○栗山委員長 成田委員お願いいたします。

○成田委員 結論から言うと趣旨採択でいいと思います。

いずれ今月末に 1,031 円ということで発効されるわけですがけれども、いろいろ国のほうからの補助金とかありますけれども、いずれその補助にしても設備投資はしなくてはいけないとか、いろいろな条件はあるし、これを 1,500 円とかいきなり上げていくというのは事業者にとってはおちよつきつところもあると思います。しばらくこの 1,031 円で様子を見ながら、そして事業者のほうでどれだけ体力的に対応していけるのかを見極める必要があると思いますので、趣旨採択という意見を出させていただきます。

○栗山委員長 綱木副委員長お願いいたします。

○綱木副委員長 結論から申し上げますと趣旨採択となります。

理由としては、陳情事項にある時給 1,500 円を全国一律で継続支援を国がしていくというところ。

現実的にこれは無理だろうなと思います。イランの戦争や、今を取り巻く地政学リスクの部分を見ると、それをやっている場合ではないんではないかと。

ただ、そういう時代が来たら、こういう取組もいいんじゃないかというところで、趣旨採択ということをお願いします。

○栗山委員長 田村委員お願いいたします。

○田村委員 はい。私は願意妥当で採択でいいと思います。

○栗山委員長 安保委員お願いいたします。

○安保委員 私の意見は、趣旨採択とすることが適当と考えます。

最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を求めるものであり、物価高騰が続く中で、労働者の生活安定を図る趣旨については理解できるものであります。

一方で、最低賃金の具体的水準とは、制度設計は国全体の経済状況や中小企業の負担能力を踏ま

えた総合的判断が必要なので、こちらは趣旨採択が適切と考えます。

○栗山委員長 意見が2つに分かれておりますので、採決を取りたいと思います。

それでは、本陳情を趣旨採択すべきとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[3名挙手]

○栗山委員長 次に、本陳情を採択に賛成の方の挙手を求めます。

[2名挙手]

○栗山委員長 それでは、本陳情を趣旨採択すべきものと決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、8陳情第1号につきましては、趣旨採択すべきものと決めます。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

#### 【案 件】 (2)その他

○栗山委員長 次に、その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から、何かございましたら発言願います。綱木副委員長。

○綱木副委員長 すいません、ちょっと教えていただきたいのですが、今年の植樹祭は、いつ、どこで行うのか決まっていますでしょうか。

○栗山委員長 農地林務課主幹。

○青山農地林務課主幹 兼 森林経営管理班長 場所については、今年と同様に上沼の森で開催する方向で国有林の管理者である東部森林管理署と協議しております。

開催の時期に関しては、未定ですが、今年と同様の時期を想定しておりました。

○栗山委員長 ほかにございませんか。

私から、今日は何もしゃべれなかったので一つだけ。

情報提供ですが、久保田の雪捨て場で複数の業者から言われたんですが、結構、車がぶつかる事故が起きていると。現地調査して聞き取りしたところ、今年は車の量が圧倒的に多かったということもあるんだけど、車が坂を上ってきたときに、平らになって一時停止するスペースがないので、荷台の雪を空にした状態で一気に登り切ろうと思って来るから、結構危ないという話でした。

確かに見てきたら、そういう感じでした。

あとは今年、路面状況も結構悪かったんじゃないかなという話がありましたので。

いずれにしろ、雪がないときにしか手を出せないポイントでしょうから、そういう意見が上がってきておりましたので、担当課で加味しておいて下さい。お願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「農林業及び観光・商工業の振興について」並びに「都市施設の整備について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○栗山委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

#### 【閉 会】

○栗山委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望、意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもって産業建設常任委員会を閉会いたします。

なお、来週 16 日の会議は休会といたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 13 分 閉会